

特 別 委 員 会 調 査 報 告

令和 5 年 7 月 6 日

薩摩川内市議会

川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 成 川 幸 太 郎

1 委員会の開催日

6月30日

2 川内原子力発電所の安全対策及び関連する諸問題に関する調査

(1) 川内原子力発電所の運転状況について

当局から、1号機は通常運転中、2号機は第26回定期検査中であり、気体・液体廃棄物の放出量は年間放出管理目標値を下回っていること、固体廃棄物の貯蔵率は74.5%であること、使用済燃料の貯蔵率は73.4%であること、新燃料は48体を貯蔵していること、法に基づき国へ報告を要する事象等は該当がないことについて報告があった。

また、現在行われている2号機の定期検査計画の概要についても説明を受けた。

(2) 川内原子力発電所1・2号機の運転期間延長について

当局から、原子力政策調査部会において、本年6月6日に、県がホームページで要請書案を掲載するとともに、UPZ内の9市町に対し、意見照会を行っていること、去る14日に開催された川内原子力発電所の運転期間延長の検証結果に関する住民説明会の内容を踏まえた上で、県の要請書案に対する意見照会について議論するとともに、原発立地自治体として、今後の対応について整理したとの説明を受けた。

その後、委員から、「部会でまとめた意見はどのような内容となっているのか」との質疑があり、当局からは、「市長がいつも述べている原子力規制委員会に対しては、厳正な審査を求め、事業者に対しては、安全な運転と説明責任があるということが骨格で、それに付け足す内容について議論をした」との答弁があった。また、委員から、「県の意見書案について、本市が意見を述べる機会があったのか」との質疑があり、当局からは、「意見書案については、専門委員会での議論において、本市に意見を求められたプロセスはなく、最終的な意見書等をもとに作成された要請書案について本市を含めた関係9市町に対して意見を今求められている」旨の答弁があった。

なお、川内原子力発電所運転期間延長の検証結果の概要等の配布方法については、自治会未加入者を含めた全戸に配布し、情報がしっかりと届くよう県に要請されたいとの意見が述べられた。